



# この機会に狂犬病予防注射を!

☎ 住民生活課環境係 (5番窓口) ☎ 64-1102

狂犬病の予防注射は、毎年一回受けさせることが法律で飼い主に義務付けられています。

予防注射は動物病院でも受けることができますが、町内各所、下記の日程で集合注射を実施します。この機会にぜひご利用ください。

実施日	実施時間	場 所
4月18日(日)	9:00~9:15	山田・落合橋前
	9:20~9:30	青木・松原園前
	9:35~9:50	総合センター前
	9:55~10:05	田出荷組合前
	10:10~10:20	栖原・元JA前
	10:25~10:35	吉川公民館前
4月20日(火)	10:40~10:50	旧図書館前
	9:20~9:30	山田・落合橋前
	9:35~9:45	平野・大谷英夫邸付近
	9:50~10:00	青木・松原園前
	10:05~10:15	奥堂・青木団地前
	10:20~10:35	根来医院前
	10:40~10:50	満願寺前
	10:55~11:05	福蔵寺前
	11:10~11:20	北の町老人憩の家
	11:25~11:40	港ロータリー前
	13:10~13:20	総合センター前
	13:25~13:35	田出荷組合前
	13:40~13:50	田里共撰前
13:55~14:05	栖原・元JA前	
14:10~14:20	吉川公民館前	
14:25~14:40	湯浅スポーツセンター前	
14:45~14:55	旧図書館前	

※上記実施時間については多少前後することがあります。

※マスクの着用など新型コロナウイルス感染症対策を行ってお越しください。

## ワンちゃんの登録等はお済みですか?

新しく犬を飼うときには、登録の手続きが必要です。役場や動物病院で登録をきちんと済ませて、あなたの家族の一員として犬を迎え入れてあげてください。

登録だけでなく、亡くなったときには死亡届を忘れずに提出してください。死亡届は電話でも受け付けることができますので、来庁が困難な方は、電話にて相談ください。

登録や死亡届のことでわからないことあれば、住民生活課環境係までお問い合わせください。



料 金	
◎ 登録費用	一頭につき <b>3,000円</b>
◎ 予防注射費用	一頭につき <b>3,250円</b>
内訳	注射料金: 2,700円・注射済票料金: 550円

### \* 集合注射に来られる飼い主さんへの注意

☆注射に来られるときは、暴れる犬を抑えられる方が連れてきてください。

☆犬は、健康体であることが前提です。

☆次の犬は、最寄りの動物病院でご相談の上、注射を受けることをお勧めします。

- ① 慢性的病気を持っている
- ② 興奮しやすい性格
- ③ 老齢または生後間もない

## 平穏な日常を取り戻すため ~犯罪の被害にあわれた方への支援~

☎ 総務課地域防災係 (16番窓口) ☎ 64-1108

犯罪被害にあったら… これからどうしたら? 相談できる人がいない… 支援ってどんな内容?

町では、犯罪被害にあわれた方、そのご家族やご遺族が不安に感じていること、直面する問題について相談に応じます。相談内容に応じて、できる支援の手続きや、協力機関と連携しながら必要な支援につなげます。不安に思っていることをご相談ください。何が必要で、どういった支援ができるか一緒に整理していきましょう。

### 町ができる支援

#### ■見舞金

被害にあわれた方やそのご遺族に見舞金を支給します。

傷害見舞金…10万円 遺族見舞金…30万円

#### ■住居の支援

自宅やその周辺が犯罪の現場となり、住み続けることが困難になった場合、新たな住居の情報提供など、必要な支援を行います。

### 周りの方ができること

犯罪被害を受けた後、再び安心して日常生活や社会生活を営むことができるようになるまでには、個人差があり、周囲の方の理解や配慮が不可欠です。気持ちに配慮し、そっと寄り添うことが大切です。

気遣うつもりの一言が傷つけることもあります。

#### 被害者の方の回復を妨げる言葉の一例

「頑張って! しっかり!」「辛いことは早く忘れようね」「お気の毒に、運が悪かったね」

町では、犯罪被害者等の被害及び早期回復及び軽減を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、令和3年4月1日に「湯浅町犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

## 湯浅町第8期介護保険事業計画等を策定しました

☎ 福祉課介護保険係 (13番窓口) ☎ 64-1120

町では介護保険事業計画・高齢者福祉計画(令和3~5年度)を策定し、4月からスタートしました。この計画は、平成12年度の介護保険制度発足当初から3年毎に改定しており、高齢者人口・介護サービスの利用量・アンケート調査の結果・介護保険制度の改正等により策定されます。

今回の計画では、町民の皆様が高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができよう、次の3つを基本目標としています。

- ① 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ② 介護予防・健康づくりの充実と地域で支え合う体制づくり
- ③ 介護保険の適正な運営と持続可能性の確保

また、65歳以上の方の介護保険料についても3年毎に改定しており、令和3年度からの保険料は次のとおりとなります。皆様方には、保険料のご負担について、介護保険制度を維持するためにご理解ご協力のほどお願いします。

	平成30~令和2年度	令和3~5年度
基準月額※	6,400円	6,400円

※基準月額とは、ご本人が町県民税非課税で、世帯員のどなたかが課税されており、ご本人の前年の課税年金収入+合計所得金額の合計が80万円を越えている場合の月額保険料です。

このほか、介護保険制度の改正により、要介護認定について有効期間の延長や、8月から高額介護サービス費の見直し等が予定されています。